

令和8年度 第1回 千葉県医療審議会医療対策部会 議事概要

1 日 時 令和8年9月1日（火）午後6時から午後7時まで

2 開催方法 オンライン開催

3 出席者

（委員：総数21名中19名出席、順不同）

今井部会員、大濱部会員、志賀部会員、川越部会員、野村部会員、
亀田部会員、佐藤部会員、松尾部会員、澤井部会員、大鳥部会員
青墳部会員、増渕部会員、増島部会員、藤澤部会員、海保部会員、
古川部会員、郷地部会員、菊池部会員、吉野部会員

（県職員：5名出席）

健康福祉部 出浦 和彦 次長（兼）健康危機対策監

医療整備課 井上 崇 課長

櫻井 智子 副参事（兼）医師確保・地域医療推進室長

健康福祉政策課 今野 卓美 副参事（兼）政策室長

病院局経営管理課 源間 正幸 主幹（兼）医師・看護師確保対策室長

4 会議次第

（1）開会

（2）健康福祉部次長挨拶

（3）部会長の選出について

推薦により今井部会員が部会長に選出された。

（4）議事

- ・ 専門研修プログラムに関する国への意見提出について
- ・ 令和9年度における医学部入学定員（千葉県地域枠）について
- ・ 診療科別コースの設定及び変更について
- ・ 千葉県保健医療計画（医師の確保に関する事項）について
- ・ 医師の働き方改革に係る特定労務管理対象機関の指定について

（5）報告事項

- ・ 基幹型臨床研修病院の移転について
- ・ 令和8年度におけるキャリア形成卒前支援プロジェクトについて

（6）閉会

5 議事概要

- (1) 専門研修プログラムに関する国への意見提出について
資料1-1により事務局から説明。意見・質問等なし。
- (2) 令和9年度における医学部入学定員（千葉県地域枠）について
資料2-1により事務局から説明。意見・質問等なし。
- (3) 診療科別コースの設定及び変更について
資料3-1により事務局から説明。意見・質問等なし。
- (4) 千葉県保健医療計画（医師の確保に関する事項）について
資料4により事務局から説明。質疑応答の上で承認。

【意見・質疑応答】

(部会員)

まずはコメントであるが、資料8ページ「全国8位であり、医師数（全体の絶対数は比較的充実している」との説明だったが、「充実」とは、相対的なもので最終評価されるのであって、数が増えれば充実と言えるものではない。

次に、医師の偏在について全体として質問するが、人口減少というエフェクトによって相対的な医師の不足が少し改善されたという分析はないか。

(事務局)

千葉県においては、全体では人口増の傾向にある。二次医療圏によるところはあるが、実際の医師数増でも、比較する時にはむしろ人口減の地域の指標が高く出てくるといことがある。千葉県としては他の人口減の方が強く出ているということがあり、相対的には厳しい数字が出てきている。

(部会員)

二次医療圏毎に分析しないと、全体の数字ではあてにならないという意味か。

(事務局)

医師の多寡を計る医師偏在指標は二次医療圏をベースに算定されるものであることから、計画策定においては、この指標に重きを置くことになっている。従って、二次医療圏毎の数値をお示ししている。

(部会員)

全体の数字で県の取組が評価されるという、最初の説明と、二次医療圏毎に状況が違うという説明は、どうもしっくりいかない。例えば香取地域で小児科の領域で相対的少数区域を脱したとの信じ難いデータがある。人口減少が強い地域では医師の相対数がよく見えているのではないかと考えるが、いかがか。

(事務局)

小児科・産科という限定された領域で分析するとどうしても変動が大きい。出生数が少なくなっている地域では、手厚い数値が出てきてしまう状況はある。

また、全体の話と医療圏毎の話が混在するという点はご指摘のとおりであるが、元々大きな目標として、県全体の医師数を増やすという目的を持って取り組んでいる。また、医療圏毎の偏在解消に向けた取組も進めている。比較すると、全体としての取組は成果を上げているけれども、偏在の改善は進んでいないと分析している。

(部会員)

県の取組成果を否定するわけではない。例えば県がこれまで、地域枠や修学資金の枠を設けてきて、利用者がいる。それが功を奏して医師数が増えているのかということを検証する場合において、千葉県の医師の年齢構成を見れば、取組開始後に対象の年代の医師が定着しているかどうかを見ることができると思うが、そこまで詳しい分析はされているか。

(事務局)

詳細に、どの施策が始まってからというところではないが、修学資金貸付制度や他の事業についても早い時期から、若手医師の確保を図ってきた。年齢別に見て、若手医師が増えている状況は確認している。

(部会員)

そちらを一度見せてもらえれば納得できるので、そのうちお願いしたい。

(5) 医師の働き方改革に係る特定労務管理対象機関の指定について

資料5により事務局から説明。質疑応答の上で承認。

【意見・質疑応答】

(部会員)

指定に異論はないが、質問する。上限規制の特例は暫定的な措置であるはずだが、改善に向けて県はどのように取り組むのか。新規申請は今年が最後であるとか、そういった線引きをすることはあるか。

(事務局)

縮減していくことは法令で定められていることなので間違いないが、現時点では指定申請を受付けないということは想定していない。段階的に縮減していくために、個々の取組が進んでいくように支援していく。

(部会員)

承知した。どのような支援策があるかはまた教えてほしい。

6 報告事項

(1) 基幹型臨床研修病院の移転について

資料6により事務局から説明。意見・質問なし。

(2) 令和8年度におけるキャリア形成卒前支援プロジェクトについて

資料7により事務局から説明。意見・質問等なし。

7 閉 会